

経済安全保障推進法改正に関する  
提言骨子  
(海外事業の展開支援)

2026年1月16日  
経済安全保障法制に関する有識者会議

## 目次

1	基本的な考え方 .....	2
(1)	新しい制度の必要性 .....	2
(2)	官民の連携 .....	2
(3)	経済活動の自由・国際ルールとの関係 .....	2
2	基本的な枠組み .....	2
(1)	対象事業の考え方 .....	2
①	経済安全保障上の事業の重要性 .....	2
②	自律性・優位性・不可欠性 .....	2
(2)	支援措置の考え方 .....	3
①	多様な主体に対する支援 .....	3
②	民間資金の呼び水 .....	3
③	リスクの程度を考慮した支援 .....	3
④	国内への裨益 .....	3
(3)	制度の枠組み .....	3
①	政府による指針の策定 .....	3
②	民間事業者による実施計画の作成 .....	3
③	海外事業に関する知見・実績の活用 .....	4
④	現地情報の提供等 .....	4

## 1 基本的な考え方

### (1) 新しい制度の必要性

経済安全保障推進法（以下「推進法」という。）の施行以降、経済安全保障の確保に当たっては、サプライチェーン強靭化措置として、重要な物資の生産基盤の強化や備蓄等の取組を支援して、外部依存の低減を図る措置を講じてきた。この結果、これまでの支援実績の殆どが国内向けの措置となっている。一方、国際情勢が激変し、諸外国も多様な手段で海外の重要な地域・分野における投資先の開拓を進める中、我が国においても同志国やグローバル・サウス諸国等と協働し、官民一体で経済安全保障上重要な海外事業を実施する必要性が高まっていることを踏まえ、政府もまた主体性を持ってこうした事業を支援することが必要である。

### (2) 官民の連携

経済安全保障上重要な海外事業の展開支援に当たっては、官民の適切な役割分担の下、民間事業者による創意工夫を活かした事業活動を政策によって後押しすることが必要である。その際、国際展開における事業リスクの認識・判断等においては、官民の連携が重要である。

### (3) 経済活動の自由・国際ルールとの関係

政府の措置は、民間事業者の自由な経済活動を阻害しないように実施するとともに、WTO協定等の国際ルールとの整合性に十分に留意すべきである。また、他国による不公正な貿易慣行が認められる場合には、我が国として国際ルールに則り適切に対処すべきである。

## 2 基本的な枠組み

### (1) 対象事業の考え方

#### ① 経済安全保障上の事業の重要性

国際情勢の変化のスピードを踏まえれば、対象とする海外事業は、推進法が目指す「経済施策を通じた安全保障の確保」につながる事業を広く捉えられるようにすべきである。その上で、事業者の予見性を確保するため、重要性の判断における基本的な考え方を提示するとともに財政当局及び外交当局を含む関係省庁と連携して判断すべきである。

#### ② 自律性・優位性・不可欠性

我が国の自律性の向上に資する事業のみならず、我が国の技術等の他国・地域

に対する優位性ひいては国際社会にとっての不可欠性の確保に向けた取組を行う事業も支援する必要がある。

## (2) 支援措置の考え方

### ① 多様な主体に対する支援

海外事業については、ジョイントベンチャーを含め、様々な実施主体が想定されるため、多様な主体に対して支援できる枠組みを検討すべきである。

### ② 民間資金の呼び水

民間企業による事業活動を支援する趣旨を踏まえ、政府による支援措置は、民間企業による出融資の呼び水となり、民間資金の動員によって、当該事業が実施可能となるような枠組みとすることが重要である。

### ③ リスクの程度を考慮した支援

現行の他の制度では支援できない事業が実施可能となるよう、劣後出資等の一層強力なリスクテイクを可能とする支援とすべきである。

### ④ 国内への裨益

国際社会における我が国企業の国際競争力維持や国際的なサプライチェーンの強化等、国外での効果だけでなく、国内への裨益についても考慮することが重要である。

## (3) 制度の枠組み

### ① 政府による指針の策定

統一的な考え方の下で措置を適切に実施するため、政府としての指針を策定・公表すべきである。

### ② 民間事業者による実施計画の作成

民間事業者の自発性を尊重しつつ、効果的な取組を重点的に支援するため、民間事業者が海外事業の実施計画を作成した上で、当該計画の有する経済安全保障上の重要性を関係省庁が連携して判断する枠組みとすべきである。

### ③ 海外事業に関する知見・実績の活用

海外事業の支援を効果的なものとするため、海外事業のファイナンスに関する知見・実績を有する株式会社国際協力銀行（J B I C）を活用した支援体制を構築すべきである。また、当該事業が求められる成果を達成できるよう、当該体制の中で適切なモニタリングを実施すべきである。

この際、J B I Cの従来業務の原則である償還確実性・収支相償の両原則との関係を整理しつつ、支援すべき海外事業の特性も踏まえて、劣後出資等の一層強力なリスクテイクを可能とするような枠組みを別途検討すべきである。

### ④ 現地情報の提供等

企業の海外事業展開においては現地情報の不足等が障害となっていることにも鑑み、資金面での支援のほか、政府等による現地の最新情報の提供や海外事業展開に関する知見の提供等も可能とする枠組みとすべきである。